

予算第19号議案

令和4年度神戸市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| (1) 年間給水量 | 15,756,123立方メートル |
| 一日平均給水量 | 43,167立方メートル |
| (2) 給水工場数 | 73工場 |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	工業用水道事業収益		1,781,757千円
第1項	営業収益		1,665,609千円
第2項	営業外収益		116,148千円
		支	出
第1款	工業用水道事業費		1,727,408千円
第1項	営業費用		1,559,519千円
第2項	営業外費用		137,789千円
第3項	特別損失		100千円
第4項	予備費		30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額613,502千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	195,637千円
第1項	企 業 債	190,000千円
第2項	工 事 負 担 金	5,445千円
第3項	一 般 会 計 補 助 金	192千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	809,139千円
第1項	建 設 改 良 費	562,429千円
第2項	償 還 金	216,710千円
第3項	予 備 費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (令 和 4 年 度)	令和4～5年度	140,914千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	工業用水道施設整備事業	190,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,008千円である。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
取浄配水施設 改良工事	千円 518,906	工業用水道配水管更新工事等
固定資産費	43,523	メーター等の購入費
合計	562,429	